

公立大学法人福山市立大学
第1期中期目標期間終了時の検討について

1 趣旨

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第79条の2第1項の規定により、市長は、評価委員会が中期目標の期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価（以下「事前評価」という。）を行ったときは、公立大学法人福山市立大学（以下「法人」という。）の中期目標の期間の終了時まで、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされている。

また、検討を行うに当たっては、同条第2項の規定により、評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

2 評価結果

(1) 業務の実績について

評価委員会による事前評価の結果（2025年（令和7年）7月）において、中期目標の達成に向け、計画が順調に進んでいると評価された。

(2) 教育及び研究の状況について

大学教育質保証・評価センターによる認証評価の結果（2023年（令和5年）3月）において、同センターが定める大学評価基準を満たしていると判定された。

3 検討結果等

評価結果を踏まえ、業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討、その結果に基づく所要の措置は、次のとおりとする。

(1) 業務を継続させる必要性について

引き続き、法人に業務を継続させることが妥当と判断する。

(2) 組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討について

次期中期目標の検討をもって、「組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」とする。

(3) 所要の措置について

法人への次期中期目標の提示をもって、「所要の措置」とする。